

令和4年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

# 議 案 書

愛知県後期高齢者医療広域連合



## 目 次

|            |                                                                |    |
|------------|----------------------------------------------------------------|----|
| 同意第1号<br>○ | 副広域連合長の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・                                  | 1  |
| 同意第2号<br>○ | 監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・                                    | 3  |
| 承認第2号<br>× | 令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について（令和4年6月17日専決）・・・・・・・・ | 5  |
| 承認第3号<br>○ | 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和4年6月21日専決）・   | 11 |



## 同意第 1 号

### 副広域連合長の選任について

愛知県後期高齢者医療広域連合規約第 12 条第 4 項の規定に基づき、次の者を愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任したいので、議会の同意を求める。

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 住 所  | 額田郡幸田町大字相見字縄手下 1 番地 1 |
| 氏 名  | 成瀬 敦（なるせ あつし）         |
| 生年月日 | 昭和 31 年 12 月 2 日      |

令和 4 年 7 月 19 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太 田 稔 彦

### 提案理由

愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長として、成瀬敦氏（幸田町長）を選任するため、議会の同意を求めるものである。



## 同意第 2 号

### 監査委員の選任について

愛知県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条第 2 項の規定に基づき、広域連合議会の議員のうちから、次の者を愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

|      |                      |
|------|----------------------|
| 住 所  | 常滑市大和町 1 丁目 1 5 6 番地 |
| 氏 名  | 稲葉 民治（いなば たみはる）      |
| 生年月日 | 昭和 33 年 9 月 6 日生     |

令和 4 年 7 月 19 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太 田 稔 彦

### 提案理由

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員のうち、広域連合議会の議員のうちから選任される委員として、稲葉民治氏を選任するため、議会の同意を求めるものである。



承認第 2 号

令和 4 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
(第 1 号) の専決処分について

令和 4 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 7 月 19 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太 田 稔 彦

提案理由

令和 4 年 10 月 1 日から施行される窓口負担の見直しに向けて、厚生労働省が作成する医療機関等における周知・広報用のポスター及びリーフレットを県内医療機関等に送付するため、当該費用に係る予算措置を令和 4 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)として専決処分したので、議会の承認を求めるものである。



## 専決第1号

### 専 決 処 分 書

令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年6月17日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太 田 稔 彦



令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正  
予算（第1号）

令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,542 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,398,187 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------|---------|-----------|-------|-----------|
| 2 国庫支出金 |         | 904,449   | 4,542 | 908,991   |
|         | 1 国庫補助金 | 904,449   | 4,542 | 908,991   |
| 歳入合計    |         | 2,393,645 | 4,542 | 2,398,187 |

歳 出

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-------|---------|-----------|-------|-----------|
| 2 総務費 |         | 1,201,039 | 4,542 | 1,205,581 |
|       | 1 総務管理費 | 1,200,791 | 4,542 | 1,205,333 |
| 歳出合計  |         | 2,393,645 | 4,542 | 2,398,187 |

### 承認第 3 号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和 4 年 6 月 21 日専決）

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第 6 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 7 月 19 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太 田 稔 彦

### 提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免について、社会情勢に鑑み、令和 4 年度の当該減免申請を速やかに行うことができるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したため、議会の承認を求めるものである。



専決第 2 号

専 決 処 分 書

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 6 月 21 日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太 田 稔 彦



## 愛知県後期高齢者医療広域連合条例第6号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年  
広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「令和元年度分の保険料にあっては令和2年2月1日から  
令和4年3月31日までの間に、令和2年度分」を「令和2年度分及び令和  
3年度分」に、「令和2年4月1日から令和4年3月31日」を「令和3年  
4月1日から令和5年3月31日」に、「令和3年度分」を「令和4年度  
分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1  
日から令和5年3月31日」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛知県後期高齢者医療広  
域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適  
用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日までに申請のあった令  
和2年度分の保険料（普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、  
特別徴収対象年金給付の支払日）が令和2年4月1日から令和3年3月  
31日までの間に設定されているものに限る。）の減免については、なお  
従前の例による。

